

(別紙)「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」(平成19年3月28日付け18農振第1598号農林水産省農村振興局企画部長通知)の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後				現 行																																											
<p>土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数</p> <p>1 還元率の算定に必要な係数</p> <p>(1) 還元率の算定に必要な i 及び n の値は次に示すところによる。</p> <p>i (割引率) = 0.04</p> <p><u>ただし、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のための参考とすべき値を設定することを妨げない。</u></p> <p>n (当該施設耐用年数) は、次表に示す施設区分及び構造物区分ごとの標準耐用年数による。</p> <p>(略)</p> <p>2 作物生産効果等の算定に必要な生産物単価並びに純益率及び所得率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 純益率及び所得率</p> <p>作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たり収量の増加に係る純益率及び所得率は次による。</p> <p>ア 主要な作物については、次表に示すところによる。</p>				<p>土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数</p> <p>1 還元率の算定に必要な係数</p> <p>(1) 還元率の算定に必要な i 及び n の値は次に示すところによる。</p> <p>i (割引率) = 0.04</p> <p>n (当該施設耐用年数) は、次表に示す施設区分及び構造物区分ごとの標準耐用年数による。</p> <p>(略)</p> <p>2 作物生産効果等の算定に必要な生産物単価並びに純益率及び所得率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 純益率及び所得率</p> <p>作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たり収量の増加に係る純益率及び所得率は次による。</p> <p>ア 主要な作物については、次表に示すところによる。</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">作物名</th> <th colspan="2">純益率</th> <th colspan="2">所得率</th> </tr> <tr> <th>作付増減</th> <th>単収増加</th> <th>作付増減</th> <th>単収増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 稲</td> <td rowspan="2">水 稲 { 北海道 都 府 県</td> <td><u>2.6</u></td> <td><u>9.2</u></td> <td><u>4.6</u></td> <td><u>9.2</u></td> </tr> <tr> <td>二</td> <td><u>8.9</u></td> <td><u>2.7</u></td> <td><u>8.9</u></td> </tr> </tbody> </table>				作物名		純益率		所得率		作付増減	単収増加	作付増減	単収増加	水 稲	水 稲 { 北海道 都 府 県	<u>2.6</u>	<u>9.2</u>	<u>4.6</u>	<u>9.2</u>	二	<u>8.9</u>	<u>2.7</u>	<u>8.9</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">作物名</th> <th colspan="2">純益率</th> <th colspan="2">所得率</th> </tr> <tr> <th>作付増減</th> <th>単収増加</th> <th>作付増減</th> <th>単収増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 稲</td> <td rowspan="2">水 稲 { 北海道 都 府 県</td> <td><u>2.0</u></td> <td><u>7.8</u></td> <td><u>4.4</u></td> <td><u>8.4</u></td> </tr> <tr> <td>二</td> <td><u>7.1</u></td> <td><u>2.3</u></td> <td><u>7.9</u></td> </tr> </tbody> </table>				作物名		純益率		所得率		作付増減	単収増加	作付増減	単収増加	水 稲	水 稲 { 北海道 都 府 県	<u>2.0</u>	<u>7.8</u>	<u>4.4</u>	<u>8.4</u>	二	<u>7.1</u>	<u>2.3</u>	<u>7.9</u>
作物名		純益率				所得率																																									
		作付増減	単収増加	作付増減	単収増加																																										
水 稲	水 稲 { 北海道 都 府 県	<u>2.6</u>	<u>9.2</u>	<u>4.6</u>	<u>9.2</u>																																										
		二	<u>8.9</u>	<u>2.7</u>	<u>8.9</u>																																										
作物名		純益率		所得率																																											
		作付増減	単収増加	作付増減	単収増加																																										
水 稲	水 稲 { 北海道 都 府 県	<u>2.0</u>	<u>7.8</u>	<u>4.4</u>	<u>8.4</u>																																										
		二	<u>7.1</u>	<u>2.3</u>	<u>7.9</u>																																										

	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	飼料用米	二	<u>28</u>	二	<u>26</u>
	加工用米	二	<u>86</u>	<u>5</u>	<u>85</u>
麦類	大麦	<u>9</u>	<u>90</u>	<u>23</u>	<u>88</u>
	小麦				
	田	二	<u>84</u>	二	<u>81</u>
	畑	二	<u>87</u>	二	<u>83</u>
豆類	大豆				
	田	二	<u>88</u>	<u>8</u>	<u>86</u>
	畑	二	<u>88</u>	<u>9</u>	<u>86</u>
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
いも類	いも類	<u>31</u>	<u>92</u>	<u>46</u>	<u>92</u>
野菜	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	果菜類	<u>17</u>	<u>91</u>	<u>45</u>	<u>92</u>
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	葉茎菜類	<u>16</u>	<u>91</u>	<u>34</u>	<u>90</u>
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	根菜類	<u>12</u>	<u>90</u>	<u>26</u>	<u>88</u>
工芸作物	原料用かんしょ	二	<u>83</u>	<u>19</u>	<u>88</u>
	原料用ばれいしょ	二	<u>87</u>	<u>6</u>	<u>85</u>
	茶	二	<u>88</u>	<u>15</u>	<u>87</u>
果樹	みかん	<u>16</u>	<u>91</u>	<u>41</u>	<u>91</u>
	りんご	<u>1</u>	<u>89</u>	<u>37</u>	<u>90</u>
	その他果樹	<u>22</u>	<u>91</u>	<u>48</u>	<u>92</u>
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)

	米粉用米	二	二	二	<u>13</u>
	飼料用米	二	二	二	二
	加工用米	二	<u>66</u>	<u>8</u>	<u>75</u>
麦類	大麦	<u>5</u>	<u>74</u>	<u>21</u>	<u>78</u>
	小麦				
	田	二	<u>59</u>	二	<u>64</u>
	畑	二	<u>63</u>	二	<u>65</u>
豆類	大豆				
	田	二	<u>71</u>	<u>13</u>	<u>78</u>
	畑	二	<u>73</u>	<u>20</u>	<u>64</u>
	らっかせい	<u>17</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>88</u>
	その他豆類	<u>20</u>	<u>78</u>	<u>33</u>	<u>82</u>
(新設)					
野菜	なす、ピーマン	<u>9</u>	<u>76</u>	<u>52</u>	<u>87</u>
	果実的野菜	<u>6</u>	<u>75</u>	<u>43</u>	<u>84</u>
	その他果菜類	<u>11</u>	<u>76</u>	<u>46</u>	<u>85</u>
	ねぎ、ほうれん草	<u>5</u>	<u>75</u>	<u>43</u>	<u>84</u>
	その他葉茎菜類	<u>20</u>	<u>78</u>	<u>33</u>	<u>82</u>
	さといも	<u>10</u>	<u>76</u>	<u>55</u>	<u>87</u>
	その他根菜類	<u>16</u>	<u>77</u>	<u>42</u>	<u>84</u>
工芸作物	かんしょ	二	<u>65</u>	<u>36</u>	<u>82</u>
	原料用ばれいしょ	二	<u>69</u>	<u>6</u>	<u>74</u>
	茶	二	<u>73</u>	<u>25</u>	<u>79</u>
果樹	みかん	二	<u>68</u>	<u>22</u>	<u>78</u>
	りんご	二	<u>69</u>	<u>33</u>	<u>81</u>
	かき	二	<u>73</u>	<u>34</u>	<u>82</u>
	なし	二	<u>68</u>	<u>32</u>	<u>81</u>
	もも	<u>4</u>	<u>74</u>	<u>42</u>	<u>84</u>

	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
飼料作物	北海道	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>28</u>	<u>38</u>
(畜産)	都府県	<u>10</u>	<u>17</u>	<u>29</u>	<u>34</u>

イ その他の作物（アに掲げる作物であって、事業地区の実態からみてアの純益率、所得率によることが著しく不相当と認められる作物を含む。）については、原則として、事業地区における生産費等に基づき次式により算出する。この場合において、事業地区における生産費等は、原則として、最近5か年の「農業経営統計調査」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとするが、事業地区の実態からみて「農業経営統計調査」等によることが著しく不相当であると認められる場合にあつては、当該事業地区の経営計画等によるものとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{純益率} \left\{ \begin{array}{l}
 \text{作付増減} 100 - \left(\frac{\text{単位当たり生産費}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right) \times 100 \\
 \text{単収増加} 100 - (100 - \text{作付増減純益率}) \times \alpha
 \end{array} \right. \\
 \\
 \text{所得率} \left\{ \begin{array}{l}
 \text{作付増減} 100 - \left(\frac{\text{単位当たり他給費用}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right) \times 100 \\
 \text{単収増加} 100 - (100 - \text{作付増減所得率}) \times \beta
 \end{array} \right.
 \end{array}$$

	ぶ	ど	う	二	<u>69</u>	<u>39</u>	<u>83</u>
飼料作物	北海道	<u>11</u>	<u>22</u>	<u>29</u>	<u>40</u>		
(牛乳)	都府県	<u>9</u>	<u>12</u>	<u>27</u>	<u>29</u>		

イ その他の作物（アに掲げる作物であって、事業地区の実態からみてアの純益率、所得率によることが著しく不相当と認められる作物を含む。）については、原則として、事業地区における生産費等に基づき次式により算出する。この場合において、事業地区における生産費等は、原則として、最近5か年の「農業経営統計調査」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとするが、事業地区の実態からみて「農業経営統計調査」等によることが著しく不相当であると認められる場合にあつては、当該事業地区の経営計画等によるものとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{純益率} \left\{ \begin{array}{l}
 \text{作付増減} 100 - \left(\frac{\text{単位当たり生産費}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right) \times 100 \\
 \text{単収増加} 100 - (100 - \text{作付増減純益率}) \times \alpha
 \end{array} \right. \\
 \\
 \text{所得率} \left\{ \begin{array}{l}
 \text{作付増減} 100 - \left(\frac{\text{単位当たり他給費用}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right) \times 100 \\
 \text{単収増加} 100 - (100 - \text{作付増減所得率}) \times \beta
 \end{array} \right.
 \end{array}$$

(注) 生産費 = 資本利子・地代全額算入生産費 - (土地改良及び水利費 + 地代)

$$\text{他給費用} = \text{生産費} - \text{家族労働費} - \text{自給肥料費} \times 0.4$$

$$\alpha \text{ (作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率)} \\ = \underline{0.110}$$

$$\beta \text{ (作付増減他給費用に対する単収増加他給費用の比率)} \\ = \underline{0.155}$$

3 国土造成効果の算定に必要な利子率

国土造成効果の算定に必要な利子率は0.04とする。

なお、比較のための参考とすべき値を設定する場合は、1の

(1) ただし書きによるものとする。

4 消費者物価指数及び支出済費用換算係数

(1) 消費者物価指数は次表に示すところによる。

(令和2年度 = 100)

年 度	消費者物価指数	年 度	消費者物価指数
昭和45年度	31.4	平成10年度	98.4
46	33.3	11	97.9
47	35.2	12	97.3
48	40.7	13	96.4
49	49.1	14	95.8
50	54.3	15	95.6
51	59.5	16	95.5

(注) 生産費 = 第2次生産費 - (水利費 + 地代)

$$\text{他給費用} = \text{生産費} - \text{家族労働費} - \text{(自給肥料費 + 畜力費)} \\ \times 0.4$$

$$\alpha \text{ (作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率)} \\ = \underline{0.269}$$

$$\beta \text{ (作付増減他給費用に対する単収増加他給費用の比率)} \\ = \underline{0.277}$$

3 国土造成効果の算定に必要な利子率

国土造成効果の算定に必要な利子率は0.04とする。

4 消費者物価指数及び支出済費用換算係数

(1) 消費者物価指数は次表に示すところによる。

(令和2年度 = 100)

年 度	消費者物価指数	年 度	消費者物価指数
昭和45年度	31.4	平成10年度	98.4
46	33.3	11	97.9
47	35.2	12	97.3
48	40.7	13	96.4
49	49.1	14	95.8
50	54.3	15	95.6
51	59.5	16	95.5

5 2	6 3. 6	1 7	9 5. 3
5 3	6 6. 0	1 8	9 5. 5
5 4	6 9. 2	1 9	9 5. 9
5 5	7 4. 5	2 0	9 6. 9
5 6	7 7. 4	2 1	9 5. 3
5 7	7 9. 4	2 2	9 4. 8
5 8	8 0. 9	2 3	9 4. 7
5 9	8 2. 7	2 4	9 4. 5
6 0	8 4. 3	2 5	9 5. 3
6 1	8 4. 3	2 6	9 8. 1
6 2	8 4. 7	2 7	9 8. 3
6 3	8 5. 4	2 8	9 8. 3
平成 元	8 7. 8	2 9	9 9. 0
2	9 0. 5	3 0	9 9. 7
3	9 3. 0	令和 元	1 0 0. 2
4	9 4. 6	2	1 0 0. 0
5	9 5. 7	3	1 0 0. 1
6	9 6. 1	<u>4</u>	<u>1 0 3. 3</u>
7	9 5. 9		
8	9 6. 3		
9	9 8. 2		

(注) 最終年度の翌年度の消費者物価指数は、原則として、最近 3 か月以上の月別消費者物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

5 2	6 3. 6	1 7	9 5. 3
5 3	6 6. 0	1 8	9 5. 5
5 4	6 9. 2	1 9	9 5. 9
5 5	7 4. 5	2 0	9 6. 9
5 6	7 7. 4	2 1	9 5. 3
5 7	7 9. 4	2 2	9 4. 8
5 8	8 0. 9	2 3	9 4. 7
5 9	8 2. 7	2 4	9 4. 5
6 0	8 4. 3	2 5	9 5. 3
6 1	8 4. 3	2 6	9 8. 1
6 2	8 4. 7	2 7	9 8. 3
6 3	8 5. 4	2 8	9 8. 3
平成 元	8 7. 8	2 9	9 9. 0
2	9 0. 5	3 0	9 9. 7
3	9 3. 0	令和 元	1 0 0. 2
4	9 4. 6	2	1 0 0. 0
5	9 5. 7	3	1 0 0. 1
6	9 6. 1	(新設)	
7	9 5. 9		
8	9 6. 3		
9	9 8. 2		

(注) 最終年度の翌年度の消費者物価指数は、原則として、最近 3 か月以上の月別消費者物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(2) 支出済費用換算係数は、次のA表に示すところによる。なお、昭和49年度以前の支出済費用換算係数は、A表の昭和50年度の支出済費用換算係数にB表の昭和50年度基準換算係数を乗じて算出する。

(A表) 支出済費用換算係数

年 度	支出済換算係数	年 度	支出済換算係数
昭和50年度	<u>2.495</u>	平成11年度	<u>1.437</u>
51	<u>2.363</u>	12	<u>1.433</u>
52	<u>2.251</u>	13	<u>1.451</u>
53	<u>2.159</u>	14	<u>1.455</u>
54	<u>1.979</u>	15	<u>1.456</u>
55	<u>1.792</u>	16	<u>1.433</u>
56	<u>1.753</u>	17	<u>1.384</u>
57	<u>1.713</u>	18	<u>1.360</u>
58	<u>1.707</u>	19	<u>1.349</u>
59	<u>1.696</u>	20	<u>1.270</u>
60	<u>1.694</u>	21	<u>1.306</u>
61	<u>1.718</u>	22	<u>1.295</u>
62	<u>1.727</u>	23	<u>1.277</u>
63	<u>1.691</u>	24	<u>1.328</u>
平成 元	<u>1.623</u>	25	<u>1.273</u>
2	<u>1.559</u>	26	<u>1.239</u>
3	<u>1.496</u>	27	<u>1.238</u>
4	<u>1.473</u>	28	<u>1.258</u>
5	<u>1.460</u>	29	<u>1.210</u>

(2) 支出済費用換算係数は、次のA表に示すところによる。なお、昭和49年度以前の支出済費用換算係数は、A表の昭和50年度の支出済費用換算係数にB表の昭和50年度基準換算係数を乗じて算出する。

(A表) 支出済費用換算係数

年 度	支出済換算係数	年 度	支出済換算係数
昭和50年度	<u>2.253</u>	平成11年度	<u>1.298</u>
51	<u>2.134</u>	12	<u>1.294</u>
52	<u>2.032</u>	13	<u>1.310</u>
53	<u>1.949</u>	14	<u>1.314</u>
54	<u>1.788</u>	15	<u>1.315</u>
55	<u>1.619</u>	16	<u>1.294</u>
56	<u>1.583</u>	17	<u>1.250</u>
57	<u>1.547</u>	18	<u>1.228</u>
58	<u>1.541</u>	19	<u>1.218</u>
59	<u>1.531</u>	20	<u>1.147</u>
60	<u>1.530</u>	21	<u>1.180</u>
61	<u>1.551</u>	22	<u>1.169</u>
62	<u>1.559</u>	23	<u>1.154</u>
63	<u>1.527</u>	24	<u>1.199</u>
平成 元	<u>1.465</u>	25	<u>1.149</u>
2	<u>1.407</u>	26	<u>1.119</u>
3	<u>1.351</u>	27	<u>1.118</u>
4	<u>1.330</u>	28	<u>1.136</u>
5	<u>1.318</u>	29	<u>1.093</u>

6	<u>1.454</u>	30	<u>1.204</u>
7	<u>1.433</u>	令和 元	<u>1.184</u>
8	<u>1.424</u>	2	<u>1.196</u>
9	<u>1.398</u>	3	<u>1.108</u>
10	<u>1.425</u>	4	<u>1.000</u>

(注) 最終年度の翌年度の支出済費用換算係数は、原則として、企業物価指数（日本銀行）その他の資料により算出される最近3か月以上の月別物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(B表) 昭和50年度基準換算係数
(略)

6	<u>1.313</u>	30	<u>1.088</u>
7	<u>1.294</u>	令和 元	<u>1.069</u>
8	<u>1.286</u>	2	<u>1.080</u>
9	<u>1.263</u>	3	<u>1.000</u>
10	<u>1.287</u>	(新設)	

(注) 最終年度の翌年度の支出済費用換算係数は、原則として、企業物価指数（日本銀行）その他の資料により算出される最近3か月以上の月別物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(B表) 昭和50年度基準換算係数
(略)